

分類	事業名（対象者・内容）
子育て支援	<p>福祉医療費支給事業</p> <p>対象者： 中学校卒業までの子ども、高校生世代の方</p> <p>内 容： 中学校卒業までの子どもについては、外来の医療費及び入院時にかかった医療費と食事代が無料（群馬県内の市町村で一律実施）。また、高校生世代のかたについては、入院時にかかった医療費と食事代が無料。 ※医療費は保険診療分の自己負担額。</p> <p>問合せ： 《健康介護課 保険医療係》 TEL：0276-82-6136</p>
	<p>不妊・不育症治療費助成事業</p> <p>対象者： 法律上の婚姻関係がある夫婦で、次の要件をすべて満たす方</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 夫婦または夫婦のいずれか一方が町内に1年以上住所があること（申請日が基準日） 2. 同一世帯の全員が町税及び国民健康保険税の滞納がないこと 3. 医療保険各法における被保険者又は被扶養者であること 4. 交付決定時に町内に住所があること（交付決定まで約1か月程度） <p>内 容： 専門の医療機関で受けた不妊症及び不育症の保険医療対象外の治療及びその治療に係る検査に要した費用の自己負担額の2分の1を助成する。</p> <p>助成金額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般不妊治療 1年度当たり5万円を限度 ・特定不妊治療 1回の治療につき10万円を限度 ・男性不妊治療 1回の治療につき15万円を限度 ・不育治療 1年度当たり30万円を限度 <p>※特定不妊治療、男性不妊治療については、「群馬県不妊に悩む方への特定治療支援事業」による助成の対象となる場合、治療費からその助成額を差し引いた額に対する2分の1以内の額。</p> <p>問合せ： 《健康介護課 健康推進係》 TEL：0276-82-3757（板倉町保健センター）</p>
	<p>0歳児紙おむつ券給付事業</p> <p>対象者： 町内に住所があり、0歳児を養育している方。ただし、板倉町において生活実態のない方は対象外。</p> <p>内 容： 月額2,000円の紙おむつ給付券を交付する。対象期間は出生した月から1歳の誕生月の前月分までとし、最大24,000円分支給される。また、転入されたかたは、町に住居登録をした日の属する月から1歳の誕生月の前月分までとする。交換ができる町指定の店舗にて利用が可能。</p> <p>問合せ： 《福祉課 子育て支援係》 TEL：0276-82-6134</p>
	<p>チャイルドシート購入費補助事業</p> <p>対象者： 町内に住所があり、1歳未満の乳児を養育する方</p> <p>内 容： 自動車に乗車中の幼児の安全確保と健やかな成長を支援するため、チャイルドシートの購入者に対して、その費用の一部を補助する。補助金額はシート1台につき1万円を上限として、購入価格（税込み額）の2分の1を乗じた額。交付要件は国土交通省の認証マークが有るシートを購入後、1年未満であること。乳児1名につき申請は1回までで、出生後に申請を受け付けている。</p> <p>問合せ： 《福祉課 子育て支援係》 TEL：0276-82-6134</p>
	<p>子育て支援金支給事業</p> <p>対象者： 町内に住所があり、引き続き本町に在住する見込みがある方のうち、次のいずれかに該当する方（生活実態のない方、生活保護を受けている方は除く）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 新たに子を出産し、その子を養育している方 2. 次年度に小学校に入学するお子さんを養育している保護者の方 <p>内 容： 町内に住所を有する方が、子どもを出産した時及びその方の子どもが小学校に入学する時に、その子どもの区分により支援金を支給する。</p> <p>支給額</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 第1子 60,000円（出生時30,000円 入学時30,000円） 2. 第2子 80,000円（出生時40,000円 入学時40,000円） 3. 第3子以降 120,000円（出生時60,000円 入学時60,000円） <p>問合せ： 《福祉課 子育て支援係》 TEL：0276-82-6134</p>

分類	事業名（対象者・内容）
子育て支援	<p>産後ケア事業</p> <p>対象者：町内に住所があり、産後2カ月未満であるお母さんと赤ちゃん</p> <p>内容：出産直後の産婦の健康面の悩みや育児への不安などを軽減するため、助産師により心身のケアや休養等の支援を行う（有料／館林厚生病院へ委託）。</p> <p>個人負担額 1回につき2,000円（1人につき7回まで利用可能）</p> <p>問合せ：《健康介護課 健康推進係》 TEL：0276-82-3757（板倉町保健センター）</p>
	<p>奨学金の貸与</p> <p>対象者：以下の要件に該当し、出身学校長又は在学学校長が適当と認め、推薦された方。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 町内に1年以上居住する世帯の子弟 2. 学力優秀・品行方正・身体強健な方 3. 専門学校以上の学校に入学する者及び在学する方 4. 経済的理由により学資の支出が困難な世帯にある子弟 <p>内容：貸与額：専門学校・短期大学・大学に在学する方 月額50,000円以内 貸与期間：奨学資金の貸与期間は在学又は入学する学校の正規の修学期間</p> <p>問合せ：《教育委員会事務局 総務学校係》 TEL：0276-82-6153</p>
	<p>小中学校児童生徒給食費の無料化</p> <p>対象者：町内小中学校に在籍する児童生徒の保護者 町立小中学校に在籍する食物アレルギーを持つ児童生徒の保護者で、次のいずれかに該当する方。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 食物アレルギーのため、弁当対応をする児童生徒の保護者 2. 食物アレルギーのため、学校給食の牛乳のみ支給を受ける児童生徒の保護者 3. 牛乳アレルギーのため、学校給食の牛乳の支給を受けることができない児童生徒の保護者 <p>内容：子どもを育てる保護者が抱える経済的負担を軽減し、安心して子育てができる環境の整備と食育の充実を図るため、町立小中学校に在籍する児童生徒の学校給食費の無料化を実施している。また、食物アレルギー等の理由で、給食の代わりに弁当を持参をしている児童生徒についても、その経費（学校給食費相当額）を補助している。</p> <p>問合せ：《教育委員会事務局 総務学校係》 TEL：0276-82-6153</p>
	<p>英語検定料の半額助成</p> <p>対象者：町内に住所を有する高校生以下の児童・生徒で、英語検定3級以上を受験した方（英語検定試験申込後に試験を欠席した場合は対象外）</p> <p>内容：英語検定の受験の機会を増やし、英語力及び学習意欲の向上を図るため、英語検定料の半額を助成する。同一年度内で2回まで助成を受けることが出来る（ただし、2回目の申請は、同一年度内に英語検定3級以上に合格し、さらに上位の級を受験する場合に限る）。</p> <p>問合せ：《教育委員会事務局 総務学校係》 TEL：0276-82-6153</p>
住宅支援	<p>町営住宅の紹介</p> <p>対象者：1. 町内に住んでいる又は勤めていて、住宅にお困りの方 2. 住民税の滞納のない方 3. 同居を予定している親族がいる方 ※単身者でも、次のいずれかに該当する場合、申込みが可能 ア) 60歳以上の方 イ) 生活保護を受けている方 ウ) その他</p> <p>内容：入居資格</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 敷金(家賃の3か月分)を納入できる方 2. 連帯保証人1人を立てられる方 3. 入居可能日から15日以内に入居できる方 4. 前年中の収入(同居予定親族の収入を含む)が、国の定める収入基準に当てはまる方 <p>※家賃は団地ごとに、入居者の収入や世帯状況により決定される。</p> <p>問合せ：《都市建設課 計画管理係》 TEL：0276-82-6151</p>

分類	事業名（対象者・内容）																					
住宅支援	<p>勤労者住宅建設資金融資</p> <p>対象者：町内に居住又は勤務先を有する勤労者で、町内に自己の居住する住宅を建築又は取得しようとするもの （増築及び改築の場合の面積は、現在居住する居宅の2分の1以上で、33平方メートルを下らないものとする。）</p> <p>内 容：融資条件 1. 融資限度額 500万円以内 2. 融資利率 年率3.6%（年率7%以内で町長が定める利率） 3. 融資期間 20年以内 4. 最終返済年齢 65歳まで</p> <p>問合せ：《産業振興課 商工観光係》 TEL：0276-82-6139</p>																					
	<p>住宅リフォーム支援事業</p> <p>対象者：以下のすべてを満たす方 1. 町内に居住し、住民基本台帳に記載されている方 2. 世帯の中に町税等を滞納している人がいないこと 3. 令和2年4月1日以降の本制度による補助金交付額が10万円に達していない方又はその他板倉町で実施する住宅の改造等に係る補助金等の交付を受けていない方</p> <p>内 容：町内建築関連業者を中心とした経済の活性化及び住環境の質の向上を図るため、町内施工業者により一定の条件に基づく個人住宅等のリフォーム工事を行った方へ、工事費の10%（限度額10万円）を、板倉町商工会の商品券で助成する。令和2年4月1日以降に交付を受けた補助金額を合計して、10万円に達するまで何度でも利用可能。</p> <p>問合せ：《産業振興課 商工観光係》 TEL：0276-82-6139</p>																					
	<p>住宅取得支援事業</p> <p>対象者：以下のすべてを満たす方 1. 転入日から前2年間は町内に住んでいない方 2. 板倉町に転入した、またはこれから転入し、住宅を建築または購入した方 3. その住宅の所有者（共有者がいる場合は代表者1人） 4. その住宅に住む全員が、町税等を滞納していないこと 5. その住宅に5年以上継続して住む方 6. この要綱に基づく補助金を初めて受ける方 7. 令和4年3月31日までに、取得した住宅に住民票を移動する方</p> <p>内 容：移住及び定住を促進して地域を活性化するため、町内に居住する住宅を建築・購入する個人の方に対して、費用の一部を補助する。補助額は住宅取得価格（併用住宅にあっては、うち居住部分の金額）の3%で、上限30万円まで。</p> <p>問合せ：《都市建設課 計画管理係》 TEL：0276-82-6151</p>																					
農業体験・就農支援	<p>貸し農園の設置（ふれあいファームいたくら）</p> <p>対象者：借用を希望する方（町内外在住不問）</p> <p>内 容：都市と農村の交流事業を通じ作物を作る喜びや農業への関心を深めてもらうことを目的とする。利用期間は1年間とし、1世帯につき2区画まで貸し出しが可能。</p> <p>利用区画数及び年間利用料金</p> <table border="0"> <tr> <td>15㎡</td> <td>2区画</td> <td>1,500円</td> </tr> <tr> <td>24㎡</td> <td>18区画</td> <td>2,400円</td> </tr> <tr> <td>28㎡</td> <td>2区画</td> <td>2,800円</td> </tr> <tr> <td>30㎡</td> <td>66区画</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>45㎡</td> <td>1区画</td> <td>4,500円</td> </tr> <tr> <td>52㎡</td> <td>1区画</td> <td>5,200円</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: right;">計90区画</td> </tr> </table> <p>問合せ：《産業振興課 農業振興係》 TEL：0276-82-6137</p>	15㎡	2区画	1,500円	24㎡	18区画	2,400円	28㎡	2区画	2,800円	30㎡	66区画	3,000円	45㎡	1区画	4,500円	52㎡	1区画	5,200円	計90区画		
	15㎡	2区画	1,500円																			
24㎡	18区画	2,400円																				
28㎡	2区画	2,800円																				
30㎡	66区画	3,000円																				
45㎡	1区画	4,500円																				
52㎡	1区画	5,200円																				
計90区画																						
就業支援	<p>創業支援事業</p> <p>対象者：町内で創業を目指す方（創業後5年未満の方も含む）</p> <p>内 容：産業振興課商工観光係内に創業支援に関する連絡窓口を設置し個別相談を実施するとともに、必要に応じて町商工会、町内金融機関及び群馬県商工会連合会等の関係機関と連携し、町内で創業を希望する方へそれぞれの段階に応じた適切な創業支援策を提供する。</p> <p>問合せ：《産業振興課 商工観光係》 TEL：0276-82-6139</p>																					

分類	事業名（対象者・内容）
その他	<p>移住支援金の支給</p> <p>対象者：東京圏（一部を除く埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県）から板倉町に移住し、諸要件を満たす方</p> <p>内容：東京圏から板倉町への移住に係る一時的な経済負担を軽減することで、板倉町への移住促進を図るとともに、地域の活性化に資する人材を確保する。支給額は、単身の場合は60万円、2人以上の世帯の場合は100万円。また、諸要件（移住元要件、移住先要件、地域の担い手としての要件等）のうち、自治体独自で設定できる関係人口に関する要件は以下のとおり</p> <p>（ア）から（ウ）までの全てに該当すること</p> <p>（ア）次に掲げる事項のいずれかに該当すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本町へのふるさと応援寄附をしている方 ・本町への居住歴がある方 ・本町への通勤歴がある方 ・本町への通学歴がある方 ・本町に民法（明治29年法律第89号）第725条に規定する親族が居住している方 <p>（イ）次に掲げる事項のいずれかに該当すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支給申請者の年齢が50歳未満であること ・支給申請者の配偶者の年齢が50歳未満であること ・支給申請者が、同一世帯において15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を養育していること <p>（ウ）次に掲げる事項のいずれかに該当すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・板倉町住宅取得支援事業補助金交付要綱（平成27年板倉町告示第69号）第10条に規定する補助金額の確定を受けた方 ・新たに就農する個人で、次に掲げる1から3までの全ての事項に該当すること <ol style="list-style-type: none"> 1. 土地や資金等を独自に調達し、新たに農業経営を開始する方又は3親等以内の親族の農業経営を継承する意志のある方 2. 農作業に従事する日数が年間150日以上であること 3. 法人等と雇用契約を締結している被雇用者でないこと <p>その他の要件や必要書類、申請方法等については、群馬県移住・定住サイト「ぐんまな日々」または町公式ホームページに掲載。</p> <p>問合せ：《企画財政課課 企画調整係》TEL：0276-82-6125</p>